

令和 7 年 11 月定例総会

令和 7 年 11 月 10 日開催

議 事 錄

土佐清水市 農業委員会

令和 7 年度第 7 回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 11 月 10 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一會議室
3. 出席委員（11 人）

農業委員	1 番 上野 貴生
	2 番 野老山 卓男
	3 番 酒井 りつ子
	4 番 池田 克彦

推進委員	1 番 安田 泰平
	2 番 弘田 好希
	3 番 田邊 昌一
	4 番 岡田 哲治
	5 番 上野 清一
	7 番 金谷 里美
	8 番 今吉 次雄

欠席委員（2 人）

5 番 岡崎 直正
6 番 坂本 直幸

- ① 議案第 1 号 非農地証明の審議について
- ② 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について

農林水産課長補佐
事務局員

吉本 卓
田邊 元寛

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、11月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は岡崎委員・坂本委員から欠席の連絡を受けております。

又、中尾事務局長は、他の公務のため欠席となっております。

議長
(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 酒井 委員

4番 池田 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

議長
(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっています。

事務局
吉本補佐

議案第1号 非農地証明の審議①について

担当者より説明を求めます。

議案第1号① 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

下ノ加江字上ミ倉川 2038 番 1 地目 畑 294 m²

下ノ加江字上ミ倉川 2039 番 地目 畑 214 m²

下ノ加江字上ミ倉川 2041 番 地目 田 132 m²

下ノ加江字上ミ倉川 2042 番 地目 田 82 m²

下ノ加江字倉川山 2004 番口 地目 畑 1,071 m²

合計 1,793 m² の農地になります。

場所については、2ページから3ページを確認お願いします。

申請理由につきましては1ページにするとおり

申請地は40年近く耕作されず、自然潰瘍により農地としては、

耕作出来なくなり地目変更をしたい。とのことです。

4ページから5ページ目の現況写真を確認してもわかるとおり、

ほぼ山林又は原野化しています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは耕作不適当など、やむを得ない事情によって15年以上耕作放棄されたため、自然潰瘍した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地に該当します。

以上の申請を9月29日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し(近隣の地目、所有者を記入したもの)【税務課 (記入】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類(委任状)
●	現況写真(場合によっては立会必要)【農業委員会】

現地確認(10月14日)は安田委員にお願いしました。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

安田委員

先日、事務局と現地確認に行ってきました。

三原村との境に近い所です。現況写真を見て頂ければわかるように、

田んぼと畠の堀も分からぬ状態になっています。山深く人も住んで

いない状態になっていました。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上で、議案についての説明が終わりました。

議長

(上野会長)

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

何かございませんか？

議長

上野会長

異議なし。

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号① 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

つづきまして

議案第 1 号② 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第 1 号② 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の 6 ページをお願いします。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

松尾字中村 391 番 1 地目 畑 440 m²

松尾字中村 397 番 1 地目 畑 476 m²

松尾字中村 397 番 2 地目 畑 47 m²

松尾字中村 427 番 地目 畑 287 m²

合計 1,250 m² の農地になります。

場所については、7 ページから 8 ページを確認お願いします。

申請理由につきましては 1 ページにあるとおり

申請地は祖父の時代から柿、ミカン等の果樹や、

家庭で消費する季節の野菜を栽培して来ましたが、

父母が高齢となり、耕作できなくなったことから、

昭和 60 年頃に耕作放棄したため、

竹や雑木が繁殖して山林化しているので、
その地目を山林に変更したいとのことです。
9 ページから 10 ページ目の現況写真を確認してもわかるとおり、
ほぼ山林又は原野化しています。
非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは
耕作不適当など、やむを得ない事情によって
15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、
農地への復旧ができないと認められた土地に該当します。
以上の申請を 9 月 29 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課 (記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認（10月3日）は池田委員にお願いしました。審議のほど、
よろしくお願ひいたします。

- 議長**
(上野会長) ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願ひします。
- 池田委員** 現地の確認に事務局と行ってきました。
写真を見ていただければと思います。もう山林化しています。
ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長**
(上野会長) 以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。
何かございませんか・
ないようですので、これより採決に移ります。
- 議案第1号② 非農地証明の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって本件は議案のとおり承認いたします。
- 議長**
(上野会長) それでは、次に移ります。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について
をおこないますが、本日は1件の審議となっています。
議案第2号 農地法第3条の審議について

事務局
吉本補佐

担当者より説明を求めます。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について、
説明します。

議案書の11ページをお願いします。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の詳細は記載のとおり1筆で、

松尾字本村261番5 地目は畠 面積は173m²となります。

土地の場所は12ページの位置図を確認お願いします。

13ページにつきましては公図になりますが、

現地はすでに地籍調査が終了しています。

農地の現況写真については、14ページをご覧ください。

農地法第3条第2項にある各号の条件について、

農地法第3条調書をもとに説明いたします。

15ページを確認お願いします。

第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

譲受人は現在果樹を9a耕作しております、

土地を譲り受けたあとは果樹を栽培することですので

該当しないと思われます。(文旦、小夏)

第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であり該当しません。

第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、

信託の引受にあたりませんので該当しません。

第4号の「農作業常時従事」の確認です。

譲受人は1月から12月の間に220日の農作業をするとのことで
すので該当しません。

第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人は自らが果樹を、栽培されるため、該当しません。

第6号の「地域との調和」の確認です。

果樹栽培の際に使用する農薬も、地域の防除基準に従い、

営農をするため影響はありません。

そういったことから、農地法第3条第2項の各号には該当しない
と思われます。

以上の申請を9月29日に受付を行い、

関係書類を確認しております。

現地確認（10月3日）は池田委員にお願いしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 (上野会長)	ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願ひします。
池田委員	事務局と現地確認に行って来ました。旧松尾小学校から 200mほど足摺方面に行った所です。きれいに耕作されています。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長 (上野会長)	以上で、議案についての説明が終わりました。 本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。
安田委員	写真を見ると建物があると思いますがこれも含めてですか。
事務局 田邊	はい。その建物に農機具等も入れたいと言うことで、全て含めてだと聞いています。
安田委員	わかりました。 他にありませんか。
議長 (上野会長)	ないようですので、これより採決に移ります。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について 議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長
(上野会長)

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和7年12月5日（金）午後4時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います

また、総会の後に忘年会も用意しておりますので、

皆様の御参加をよろしくお願いします。

その他に何か意見はございませんか？

ないようでしたら、これで11月の定例総会を閉会といたします。

議長
(上野会長)